

月刊

日本行政

no.634
2025
september 9

Top
Message

今回の行政書士法の改正と
今後の日行連の活動方針について



大濠公園（福岡県）

◆ Leadership

- ・ 副会長・専務理事就任の挨拶

◆ Topics

- ・ 理事会の開催報告

「月刊日本行政」の紙版の発行・発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月号のみ）となりました。詳細はお知らせ記事を御確認ください。



日本行政書士会連合会

宮本重則

日本行政書士会連合会会長

今回の行政書士法の改正と 今後の日行連の活動方針について

平素より、47の単位会長を始め、行政書士会の会員の皆様には、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）の運営に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度の行政書士法の改正におきましては、会員の皆様の多大なる御協力を賜り、改めて厚く御礼申し上げます。

本年度は、先の定時総会で御承認いただいた事業計画を着実に推進しつつ、これまで日行連が提唱してきた「そうだ、行政書士に相談しよう!」という活動理念を引き継いだ上で発展させた「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう!」という気運を醸成し、次の五つの行政書士法の改正項目に基づき、行政書士制度の更なる発展に向けた施策を強力に展開してまいります。

1 目的規定から使命規定へ

第1条の目的規定が使命規定となり、「行政書士は、その業務を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資することを使命とする。」と規定されました。

これにより、私たち行政書士には、身近な街の法律家として、国民の権利利益の実現に向け、責任を持って果たさなければならない任務が与えられました。

今後の日行連の施策については、この新たな使命規定に基づき、強い行政書士制度を創ってまいります。

2

職責規定の新設(士業法で初めて「デジタル社会への対応」の努力義務を規定)

第1条の目的規定が使命規定となったことにより、第1条の2第1項に「行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」が、第2項に「行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならない。」がそれぞれ規定され、士業法で初めて「デジタル社会への対応」の努力義務が職責規定の中に規定されました。

これにより、各単位会の御協力の下、デジタル庁を始めとした関係各所と連携し、各種の電子申請システムにおいて代理申請機能の実装を目指します。

あわせて、デジタル化に伴い、会員の皆様のスキルアップを目的とした研修会を実施する単位会に対して、日行連から講師を派遣するなどのサポートを行います。

3

特定行政書士の業務範囲の拡大

改正後の行政書士法第1条の4第1項第2号において、特定行政書士が行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成することができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものから、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大され、行政書士が関与していなかった事案に係る不服申立ての代理についても、特定行政書士の業務となりました。

この改正に伴い、今後、行政不服申立て関係の業務の増加が予想されることから、自治体の窓口における行政書士による行政不服申立相談員制度の創設や特定行政書士の増員、実務能力の向上を目的とした研修等の実施を目指します。

また、SNSやマスコミ等を積極的に活用して、様々な世代に行政書士制度を周知し、行政書士資格のブランド力を高めてまいります。

4

業務の制限規定の趣旨の明確化

改正後の行政書士法第19条第1項において、行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定に、「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言が加えられることにより、これまでの同条の解釈・趣旨が明確にされました。この改正に基づき、報酬に関する指針やガイドラインを策定します。さらに、単位会や自治体とも連携し、非行政書士排除プレートの更なる設置を推進します。

これにより、あらゆる名目で行政手続に関連して報酬を得ているブローカー等の非行政書士から、行政書士業務を守ることを通じて、国民の権利利益の実現を図ります。

5

両罰規定等の整備

改正後の行政書士法第23条の3において、行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反及び名称の使用制限や違反に対する罰則並びに行政書士法人による義務違反に対する罰則について、両罰規定が整備され、違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても罰則を科すことになりました。

これにより、例えば補助金の申請など行政書士業務を違法に行っている法人については、従業員のみならず当該従業員が在籍している法人も処罰されることになりました。

この改正項目についても、掲示やSNS等を通じて広報活動を行い、非行政書士が行政書士業務を行うことを未然に防止する施策を行ってまいります。

令和7年度事業計画に加え、上記の施策を遂行するためには、各単位会からの御意見・御要望を賜り、集約して、各種施策に生かしていくことが必要不可欠です。これらは、令和7年8月7日、8日に開催しました各部・委員会等全体会議でも共有しました(開催報告については、次号に掲載予定。)

「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう!」という気運を醸成し、強い行政書士会、行政書士制度を皆様と一緒に創ってまいりたいと考えています。

今後とも日行連の事業運営に対し、御理解と御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

9

日本行政

MONTHLY No.634 SEPTEMBER. 2025

C o n t e n t s

Top Message

今回の行政書士法の改正と今後の日行連の活動方針について..... 1

Leadership

副会長・専務理事就任の挨拶..... 4

Topics

理事会の開催報告..... 5

Information

建設業セミナー2025秋 開催のお知らせ..... 10

行政書士申請取次関係研修会(VOD方式)の御案内..... 11

日行連自動車登録OSSセンター構想による看板設置について..... 12

社労業務取扱証明書の発行について..... 14

一般倫理研修受講について..... 17

「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について..... 18

■ 法教育推進委員会から..... 20

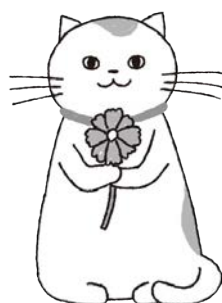
■ 中央研修所通信9月号..... 21

■ 日行連の主な動き(7月)..... 22

■ コスモスInformation..... 29

■ 会員の動き／広報部員のひとり言／..... 37

御協力をお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～



副会長・専務理事就任の挨拶



副会長
原田 誠

この度、2期目の副会長職を拝命いたしました広島会所属の原田誠と申します。
総務部、法務業務部及び登録委員会を担当させていただくことになりました。

念願の法改正が実現し、行政書士制度は新たなステージに向けて動きだします。

宮本重則会長を支え、更なる行政書士制度の発展に尽力してまいります所存でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。



副会長
岩崎 雅幸

この度、副会長を拝命いたしました山形会の岩崎雅幸と申します。経理部、規制改革委員会及び特定行政書士制度普及推進委員会を担当させていただきます。

行政書士法の改正に伴う日行連の様々な対応等を迅速に行うとともに、国民の皆様からの信頼に応えられるよう、宮本新会長を精一杯お支えし会務に尽力いたします。会員の皆様の御協力と御支援をよろしくお願い申し上げます。



副会長
西村 誠

この度、日本行政書士会連合会副会長を拝命いたしました西村誠です。行政書士が国民にとってより身近で信頼される存在となり、行政書士制度が一層発展していくよう尽力してまいります所存です。

会員の皆様の声に真摯に耳を傾け、多様化・専門化する社会のニーズに応えるべく、全国の会員の皆様と力を合わせて取り組んでまいります。御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。



専務理事
田後 隆二

専務理事に選任されました、神奈川県所属の田後隆二です。

会則に「専務理事は、会長の命を受けて会務の執行を掌理する。」と規定されており、関口専務理事と一

致協力して、この職責を全うする所存です。

今回で通算5期目となりますが、行政書士制度の更なる発展のため、初心を忘れず、2年間精一杯努力してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



副会長
平岡 康弘

行政書士法の一部改正が今年6月に成立し公布されました。今回の改正は、私たちの未来を明るくし、行政書士制度を大きく発展させるものと感じています。そしてこの法改正

を身近な立場で体験させていただいたことは私にとって貴重な財産となっています。この体験をいかし、更なる行政書士制度の発展に向かって及ばずながら皆様のお力になれば幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。



副会長
竹田 勲

副会長を拝命いたしました愛知会の竹田勲です。広報部、国際・企業経営業務部、デジタル推進本部を担当いたします。

宮本会長の方針の下、新しい行政書士法が会員の皆様の活躍にいかせるよう尽力いたすとともに、なお一層の行政書士制度発展に向けて一生懸命努めてまいります。引き続きの御支援御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。



副会長
河野 芳輝

この度、新たに副会長を拝命いたしました宮崎会所属の河野芳輝と申します。

申請取次行政書士管理委員会、法教育推進委員会及び行政書士制度調査室を担当させていただきます。

改正行政書士法への対応やデジタル社会への適応を念頭に、与えられた職務に全力を尽くしてまいります。

会員・理事の皆様におかれましては、御支援と御協力をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。



専務理事
関口 隆夫

前期に引き続き専務理事に選任されました埼玉会所属の関口隆夫です。

前期の経験と反省をいかし、事務局業務を統括するとともに、来年1月1日の改正行政書士法の施行に向けて準備を進めてまいります。また、田後専務理事と協力して各担当部署相互の密接な連携を図り、会員にとって有益な情報を発信してまいりたいと思います。宮本体制を支える縁の下での力持ちとして頑張りますので、2年間よろしくお願い申し上げます。

理事会の開催報告

開催日 令和7年7月9日（水）

場所 虎ノ門タワーズオフィス6階
「ROOM7」

司会 原田 誠 副会長（冒頭のみ）
古川 正美 総務部長

議長 宮本 重則 会長

議事録署名人 向井 隆郎（石川会）理事・
河野 芳輝（宮崎会）副会長

構成員 56名のうち、55名出席（開会時）

オブザーバー 森岡 丈晴・田村 洋平 両監事



令和7年7月9日午後1時30分から、本年度の定時総会後初となる理事会が開催された。開催に当たり、宮本会長から挨拶があった。

始めに会長は、役員に対して、御多忙の中御参集いただいたことへの御礼を述べるとともに、今後2年間の会務執行への協力をお願いした後、法改正に対応したデジタル化の推進、国民の権利利益の実現、災害対策への取組など、自身の主な活動方針を述べ、強い行政書士制度を創っていくことへの決意を表明した。

会長挨拶の後、新たに理事に就任した役員を中心に自己紹介を行い、議案審議に入った。

本理事会では、以下6議案について審議された。

【 議 案 審 議 】

第1号議案

専務理事及び常任理事の選任について

日行連会則第6条第2項及び第7条第3項の規定に基づく専務理事及び常任理事の選任について、会長一任とすることの承認が求められた。「異議あり」の声があったことから、賛成者の挙手を求めた結果、賛成多数で可決された。これを受け、会長から以下のとおり委嘱がなされた。

専務理事

田後 隆二（神奈川会）
関口 隆夫（埼玉会）

常任理事

宮元 仁（北海道会） 伴 将史（宮城会）
関谷 一和（千葉会） 古川 正美（茨城会）
安野 光宣（栃木会） 古田島俊憲（群馬会）
坪川 貞子（福井会） 大塚 謙二（富山会）
奥村 拓樹（大阪会） 櫻田 直己（熊本会）

第2号議案

中央研修所所長及び副所長の選任について

中央研修所規則第8条第1項の規定に基づく中央研修所所長及び副所長の選任について、会長一任とすることの承認が求められ、異議なしで可決された。これを受け、会長から以下のとおり委嘱がなされた。

中央研修所所長

奥村 拓樹（大阪会）

中央研修所副所長

関口 隆夫（埼玉会）

和田 英幸（長野会）

※中央研修所各部の部長、副部長、部員は会長の承認を得て所長が任免

第3号議案

顧問の選任について

日行連会則第80条第1項及び第3項の規定に基づく顧問の選任について、会長一任とすることの承認が求められ、異議なしで可決された。これを受け、会長から以下の1名につき委嘱がなされた。

弁護士 糠谷 秀剛（ヌカヤ シュウゴウ）

事務所：東京都中央区京橋

（略歴）1937年 東京都生まれ

1963年 東京大学法学部卒業 同年司法試験合格

1967年 弁護士登録、東京弁護士会入会

1974年 米国・ニューヨーク大学 ロースクール法学修士

1988年 日本弁護士連合会 理事

1991年 東京弁護士会 副会長

※敬称略

第4号議案

相談役の選任について

日行連会則第80条第1項及び第3項の規定に基づく相談役の選任について、会長一任とすることの承認が求められ、異議なしで可決された。これを受け、会長から以下のとおり委嘱がなされた。

所属単位会	氏 名	委嘱基準
宮 城 会	佐々木 政 勝	副 会 長 経 験 者
東 京 会	宮 内 一 三	会 長 経 験 者
新 潟 会	相 羽 利 子	副 会 長 経 験 者
滋 賀 会	盛 武 隆	会 長 経 験 者
大 阪 会	北 山 孝 次	会 長 経 験 者
大 阪 会	高 尾 明 仁	副 会 長 経 験 者
佐 賀 会	遠 田 和 夫	会 長 経 験 者

※単位会順、敬称略

第5号議案

各部・委員会等及び中央研修所の構成員の選任について

日行連会則施行規則第4条第2項等に基づく各部及び各委員会規則等に基づく委員会等の構成員の選任について、会長一任とすることの承認が求められた。「異議あり」の声があったことから、賛成者の挙手を求めた結果、賛成多数のため可決された。これを受け、会長から以下のとおり委嘱がなされた。

■ 総務部

担当副会長：原田 誠
 部長：古川 正美
 次長：木村 宏政
 部員：西村 公一 田中 誠 廣田 稔
 中野 智司 中村 四郎

■ 経理部

担当副会長：岩崎 雅幸
 部長：宮元 仁
 次長：今田 重治
 部員：木原健二郎 石原 静 吉田 修

■ 広報部

担当副会長：竹田 勲
 部長：伴 将史
 次長：奥野慎太郎
 部員：成田眞利子 大門 則亮 益子 光宣
 吉田 明浩 野崎 晃

■ 法規監察部

担当副会長：平岡 康弘
 部長：古田島俊憲
 次長：稲本 太一
 部員：林 幹 藤田 育伸 飯田 弘樹

■ 許認可業務部

担当副会長：平岡 康弘
 部長：安野 光宣
 (運輸交通部門)
 次長：高村 浩子
 部員：中野 俊雄 松澤 勇太 八十川英剛
 村上 篤 中川 正彦

(建設・環境部門)

次長：横山 勝
 部員：青池 典人 小出 秀人 川崎 雅彦
 水崎由佳子 中井 英樹

(農地・土地利用部門)

次長：土田 哲
 部員：杉山久美子 岡田 清之 雨宮 伸幸
 中島 肇 宮脇万記臣

(社労税務・生活衛生部門)

次長：村山 豪彦
 部員：太田 光 庄司真一郎 栗田 峰至
 井上 超由 福井 伸暁

■ 法務業務部

担当副会長：原田 誠
 部長：坪川 貞子
 (権利義務・事実証明部門)
 次長：河原 達彦
 部員：渡邊 淳 眞榮里孝也 山本 修三
 田崎 敏男 山崎 節子 岡本 祐樹
 内谷 克章 中村 修一 岡村奈七江

(法務事務・成年後見部門)

次長：関谷 一和
 部員：山本 修三 菊地 淳史 齊藤 志郎
 須賀 雄一 中村 好孝 谷澤 祐樹
 熊谷 郁美

■ 国際・企業経営業務部

担当副会長：竹田 勲
 部長：櫻田 直己
 (国際部門)
 次長：柴田 陽子
 部員：下川原孝司 蓬田 悦子 川西 孝昭
 河野 聡 古城 良 黒木 哲也

(知的財産部門)

次長：野崎 径裕
 部員：大塚 大 高橋 輝 水野 悠

(企業支援部門)

次長：川村 浩史
 部員：山室 光弘 石原 静 赤沼慎太郎
 江口 公晴 中村美帆子

■ 登録委員会

担当副会長：原田 誠
 委員長：田後 隆二
 委員：関口 隆夫 本間 潤子 木村 宏政
 渡邊 淳 土田 哲 小宮 淳

■ 申請取次行政書士管理委員会

担当副会長：河野 芳輝
 委員：本間 潤子 川村 浩史 鈴木 健一
 三浦 洋子

※出入国在留管理庁から2名

※委員長、副委員長は互選により決定

■ 規制改革委員会

担当副会長：岩崎 雅幸
 委員長：田村 公隆
 副委員長：池垣真理子
 委員：若林 三知 川添 亨 石井 伸幸
 関 比佐江 高野 雅史 大西 勝一

■ 裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部

担当副会長：西村 誠
 本部長：杉山久美子
 副本部長：竹内 正也
 委員：河上 隆 子安 幸代 船阪 悟

■ デジタル推進本部

担当副会長：竹田 勲
 本部長：関谷 一和
 副本部長：浦野 英樹
 委員：奥野慎太郎 佐藤 貴博 篠崎 亮平
 中島 肇 涌井 史明 渡辺 尚美
 松村 憲治 服部 真和

■ 法改正推進本部

本部長：宮本 重則
 副本部長：常住 豊
 委員：原田 誠 平岡 康弘 岩崎 雅幸
 竹田 勲 西村 誠 河野 芳輝
 田後 隆二 関口 隆夫 古川 正美
 宮元 仁 伴 将史 古田島俊憲
 安野 光宣 坪川 貞子 櫻田 直己
 奥村 拓樹 関谷 一和 大塚 謙二

■ 自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）対策特別委員会

担当副会長：平岡 康弘
 委員長：小宮 淳
 副委員長：岩崎 智也
 委員：高村 浩子 松丘 晃 渡邊 英子
 菊地 幸雄

■ 特定行政書士制度普及推進委員会

担当副会長：岩崎 雅幸
 委員長：徳永 浩
 副委員長：関谷 一和
 委員：田岡 崇 酒匂 桂子 大塚 政秀
 安 圭一 荻原 政吉 松葉 豪
 松村 憲治

■ 行政書士制度調査室

担当副会長：河野 芳輝
 室長：大塚 謙二
 副室長：徳永 浩
 委員：相場 忠義 齊藤 望美 伊藤 浩
 我妻 敦 鎌田 惇 服部 隼和
 竹内波美男 川合 礼恵 大岩 隆哉
 黒田 淳子 菅谷 修 本田 圭
 中川 達也

■ 大規模災害対策本部

本部長：宮本 重則
 副本部長：原田 誠 平岡 康弘 岩崎 雅幸
 竹田 勲 西村 誠 河野 芳輝

（災害対策部）

部長：関口 隆夫
 副部長：田後 隆二
 部員：古田島俊憲 安野 光宣 坪川 貞子
 櫻田 直己

（復興支援部）

部長：古川 正美
 副部長：宮元 仁
 部員：伴 将史 奥村 拓樹 関谷 一和
 大塚 謙二

■ 法教育推進委員会

担当副会長：河野 芳輝
 委員長：青木 克博
 副委員長：松村 和人
 委員：橋本奈津子 山賀 良彦 相川 功之
 今井 敦史 善養寺貴洋 小林 幸弓
 濱田 典子 深田久美子

■ 暴力団等排除対策委員会

担当副会長：西村 誠
 委員長：青手木良次
 副委員長：向井 隆郎
 委員：医王田勝美 石田 裕子 西野 勝弘
 星山 潤三 藤原 茂 河野耕八郎
 田中 雄一

■ 選挙管理委員会

委員：鵜沼 理人 水野 晴夫 本間 大介
 黒田 敬子 黒田 積 小笠原嘉宏

※委員長は互選により決定

※副委員長は委員長が指名することができる

■ 権利擁護推進委員会

担当副会長：西村 誠
 委員長：大口 晋
 副委員長：永光 由樹
 委員：細川 榮子 江尻光太郎 上池 敏子
 上島 聡 内藤 広子 高村 麻実
 野元 恵水

■ 資格審査会

会長：宮本 重則
 委員：田後 隆二（行政書士）
 植田 昌也（総務省）
 山田 洋（学識経験者）
 大野 金一（学識経験者）

第6号議案 日本行政書士会連合会特定個人情報保護規則の一部改正(案)について

国家資格情報等・連携活用システムとの連携に伴い、登録事務処理において個人番号を取扱うことによる根拠規定を設けるべく、日本行政書士会連合会特定個人情報保護規則の一部を改正することについて承認が求められた。

異議なしで可決され、令和7年7月9日から施行することとした。

日本行政書士会連合会特定個人情報保護規則（案） 新旧対照条文

改正案	改正前
(個人番号を取り扱う事務の範囲) 第4条 (略) 一～三 (略) <u>四 行政書士法による行政書士の登録に関する事務</u>	(個人番号を取り扱う事務の範囲) 第4条 (略) 一～三 (略) <u>[新設]</u>
(特定個人情報保護責任者) 第6条 (略) 2 特定個人情報保護責任者は、<u>総務部長とする。</u>	(特定個人情報保護責任者) 第6条 (略) 2 特定個人情報保護責任者は、<u>副会長のうち会長が指名する者とする。また、必要に応じて会長の指名により特定個人情報保護副責任者を置くことができるものとする。</u>
(監査責任者) 第7条 (略) 2 監査責任者は、<u>法規監察部担当副会長をもってこれに充てる。</u>	(監査責任者) 第7条 (略) 2 監査責任者は、<u>副会長のうち会長が指名する者とする。</u>
(事務取扱責任者) 第8条 (略) 2～3 (略) 4 <u>事務取扱責任者は、第4条の事務を行うための事務フローを作成しなければならない。</u>	(事務取扱責任者) 第8条 (略) 2～3 (略) <u>[新設]</u>
(事務取扱担当者) 第9条 (略) 2 <u>事務取扱担当者は、事務局職員のうち、事務取扱責任者から指名され、個人番号が記載された書類等を受領する担当者とする。</u>	(事務取扱担当者) 第9条 (略) 2 <u>事務取扱担当者は事務局経理課職員をもってこれに充てるものとする。</u>
(個人番号の取得、提供の求め) 第12条 (略) 2～3 (略) 4 本会は、利用目的の変更を要する場合、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知、公表又は明示を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報を利用することができる。	(個人番号の取得、提供の求め) 第12条 (略) 2～3 (略) <u>[新設]</u>
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

【報告事項】

(1) 顧問弁護士（予定）について

【その他】

- (1) 行政書士法改正に伴う各単位会の会則改正について
- (2) 令和7年度会長会について
- (3) 航空券予約変更等の取扱いについて
- (4) 令和7年度特定行政書士法定研修申込者数等について
- (5) 戸籍証明書等請求手続のオンライン化に伴う法務省との協議について

建設業セミナー2025秋 開催のお知らせ

<許認可業務部>

この度、許認可業務部 建設・環境部門において国土交通省 大臣官房 技術調査課に御協力いただき、来る令和7年9月24日（水）にワイズ公共データシステム株式会社との共催で、行政書士、建設業者及び関連団体の皆様向けのセミナーを開催することとなりました。

建設産業は、担い手の確保や生産性の向上といった従前からの課題に加え、地域における建設業の維持や公共工事の品質確保など持続可能な建設業の実現に向けた取組が急務となっています。令和6年には品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）を含めた「第三次・担い手3法」が改正されるなど行政書士が関与する分野も大きく変化し、建設業者においては「標準労務費」の導入による適切な賃金設定が求められ、経営にも影響のある制度改正となりました。

今回は国土交通省大臣官房 技術調査課 奥田晃久課長を始めとする講師の皆様にご講演いただくことで、建設業を取り巻く今後の動向、課題を把握し、今後の行政書士業務にいかしていただくことを目的とします。

本セミナーはPCやスマートフォン等で視聴できるオンライン配信のほか、会場での参加（定員あり）も募集いたします。皆様の御参加をお待ちしています。

※詳細等につきましては、日行連ホームページに掲載しています。

「災害復興支援員」を募集しています

令和6年9月25日付けで「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結したことを踏まえ、本会大規模災害対策本部では、将来的な大規模災害の発生に備えて、平時から被災自治体を支援する会員（災害復興支援員）を養成し、大規模災害の発生時には迅速に被災自治体に派遣して支援活動が行える組織体制を整備しておく必要があると考えています。

上記趣旨に御賛同くださる方、「災害復興支援員」に関心を持たれた方におかれましては、以下の会員専用サイト「連 con」の該当ページにアクセスの上、詳細を御覧ください。

日頃から会員一人ひとりが、自分も被災者になり得るということを胸に刻み、防災・減災の意識を高めるとともに、共助の精神を培っていくことが重要であると考えています。皆様の御参加をお待ちしています。

御理解御協力のほど、よろしくお願いいたします。

会員専用サイト「連 con」:

<https://www.gyosei.or.jp/members/others/20250401>



特別倫理研修

行政書士申請取次関係研修会 (VOD 方式) の御案内

<申請取次行政書士管理委員会・中央研修所>

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修（申請取次関係研修）について、令和7年度の今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末（パソコン・タブレット・スマートフォン）から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD（ビデオ・オン・デマンド）システムに登載されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込み等の詳細については、会員専用サイト「連 con」にて都度、御案内いたしますので、御確認くださいようお願いいたします。

各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

<https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori>（連 con ログイン後に御覧いただけます。）



令和7年度（令和7年10月～令和8年3月）開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (会員サイト 詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
実務研修会 (更新)	10月15日(水) ～10月24日(金)	8月中旬	9月2日(火) ～9月8日(月)	11月7日(金)	11月13日(木)
事務研修会 (新規)	11月14日(金) ～11月25日(火)	9月中旬	10月3日(金) ～10月9日(木)	12月15日(月)	-
実務研修会 (更新)	令和8年1月19日(月) ～1月29日(木)	11月上旬	11月26日(水) ～12月2日(火)	令和8年 2月12日(木)	令和8年 2月18日(水)
事務研修会 (新規)	2月20日(金) ～3月2日(月)	12月中旬	令和8年1月7日(水) ～1月14日(水)	3月23日(月)	-

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

○研修会の区分

事務研修会：入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

実務研修会：地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、更新を希望する行政書士を対象とする研修会です。

【特例措置】既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらずお申込みができます。

○受講費用（税込み）

事務研修会：30,000円 実務研修会：15,000円

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会：課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会：課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

日行連自動車登録OSSセンター構想による看板設置について

<許認可業務部 運輸交通部門>

自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）については、平成 29 年 4 月から対象地域及び対象手続が拡大され、現在、全国の都道府県において新車新規・移転・変更登録・継続検査等の運用が開始されているほか、令和元年 5 月 7 日からは、軽自動車 OSS の運用も開始されました。

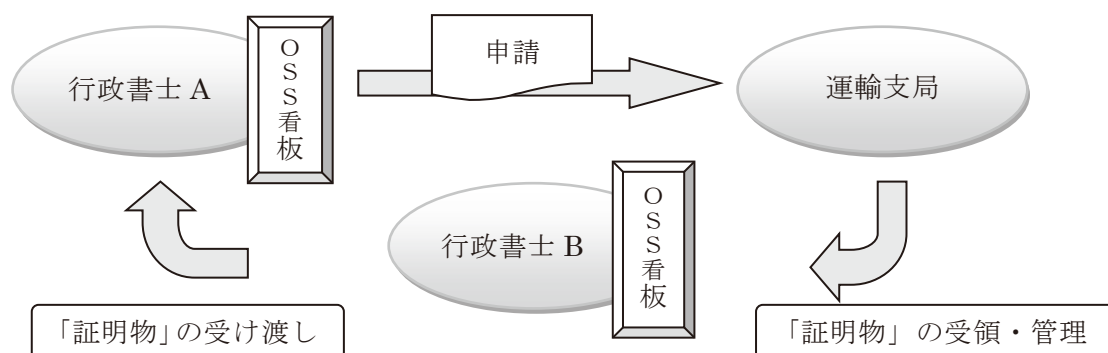
許認可業務部運輸交通部門では、行政書士業務を守るためには、個々の会員が紙申請でなく OSS 申請を選択する強い決意を持って結果を残し、他団体の参入がなくとも行政書士の力で OSS 普及に寄与できるということを国に示す必要があります。さらに、国民に対しても、OSS の手続を代理する行政書士の PR を図る必要があります。それらに対応するため、OSS の普及促進を図る全国の行政書士事務所に「日行連自動車登録 OSS センター支所」の看板を設置することとし、本年度も以下のとおり希望会員を募集いたします。

（令和 6 年度までに 1,068 箇所の行政書士事務所に看板が設置されました。）

1. 日行連自動車登録 OSS センター支所看板を設置する意義について

OSS においても申請終了後に受領しなければならない「証明物」（車検証、検査標章等）があるため、現在も各地の行政書士が協力して、自動車登録手続と交付される「証明物」の收受・管理・送付業務を相互にやり取りしています。

このネットワークを「日行連自動車登録 OSS センター支所」の看板を設置することで公に周知し、その名称を使用して自動車登録業務及び車庫証明業務を行うことにより、「OSS 申請手続は行政書士へ依頼するものである」というイメージを、自動車ユーザーである国民に浸透させることを目指したものです。



2. 「日行連自動車登録 OSS センター支所」の看板設置希望会員の募集について

申請書（所属単位会にお問合せください。会員専用サイト「連 con」にも掲載しています。）に必要事項を記載の上、所属単位会の推薦を受け、所属単位会を経由して応募してください。

（締切：令和 7 年 11 月 21 日（金）単位会必着）

※看板作成費用 11,000 円（税込・送料込）は自己負担になりますので御注意ください。また、看板作成費用のお支払いは代金引換になりますが、代引手数料の会員の皆様への負担はございません。

※看板の納品は令和 8 年 2 月初旬～中旬頃を予定しています。

※当該看板設置の有無に関わらず、OSS 申請業務を行うことはできますので、御承知おきください。

<推薦条件>

- ① OSS 申請業務の普及促進に取り組むこと。
- ② VOD 研修「OSS 申請業務研修」を受講していること。
- ③ 行政書士法及び関係法令並びに単位会会則、規則等に違反していないこと。
- ④ 会費等の滞納がないこと。
- ⑤ 依頼者に対する賠償責任を担保できる措置を講じていること。
- ⑥ OSS 申請に対応できる措置が講じられていること。

<日行連自動車登録 OSS センター支所看板イメージ>

文 字：「日行連自動車登録 OSS センター

〇〇支所（〇〇〇〇行政書士事務所）」

材 質：アルミ複合版（厚さ 3mm）

地 色：白又は乳白色

文字色：黒色

徽 章：文字列の前に行政書士徽章マーク

サイズ：横 24.5cm×縦 100cm


日行連 自動車登録 OSS センター
 〇〇支所（〇〇〇〇行政書士事務所）

※ 支所名は事務所に最寄りの運輸支局・検査登録事務所の名称を使用します。

※ 支所名には行政書士名簿に登録された事務所名称を併記します。

3. 「日行連自動車登録 OSS センター支所」登録会員名簿の公開について

OSS センター支所登録会員間の相互協力体制の確立等を目的として、OSS センター支所登録会員の名簿を会員専用サイト「連 con」にて公開しています。なお、看板設置済みの方で丁種会員である旨の記載を希望する場合には、所属単位会に御連絡ください。

<公開情報>

- | | |
|-----------------------|----------|
| ①会員番号 | ⑥事務所名称 |
| ②所属単位会 | ⑦事務所所在地 |
| ③事務所に最寄りの運輸支局・検査登録事務所 | ⑧事務所電話番号 |
| ④氏名 | ⑨丁種会員情報 |
| ⑤フリガナ | |

※ 公開内容は、行政書士名簿に登録された登録情報です（最寄りの支局を除く。）。

※ 非公開を希望する場合には、所定の様式に非公開希望の旨を記載して、所属単位会に御連絡ください。非公開から公開に変更する際も同様です。

※ 当該名簿への登載時期は、看板の納品と合わせた令和 8 年 2 月初旬～中旬頃を予定しています。

※ 現在は会員専用サイト「連 con」での公開となりますが、今後、一般に公開させていただく可能性もございますので御承知おきください。

社労業務取扱証明書の発行について

＜許認可業務部 社労税務・生活衛生部門＞

許認可業務部では、平成 11 年から社労業務の推進の一環として、標記事業を実施することとしています。

つきましては、該当会員のうち、当該証明書の発行を希望する会員は、以下の事項を御確認の上、所属単位会までお申込みください。

◇対象者：昭和 55 年 9 月 1 日現在の行政書士会入会者のうち、社労業務取扱証明書の発行を希望する者（ただし、既に証明書の発行を受けている者は除く。）。

◇申込方法：申込用紙「社労業務取扱証明書発行願（様式 1）」に記入の上、所属単位会に申し込んでください（申込用紙は会員専用サイト「連 con」から入手可能です。）。

◇申込締切日：**令和 7 年 9 月 26 日（金）（単位会必着）**

※発行までに通常 1 か月ほどを要します。

◇発行趣旨：

- 1) 行政書士法の一部を改正する法律（昭和 55 年法律第 29 号）附則第 2 項に規定する行政書士経過措置者、すなわち当該法律の施行の際（昭和 55 年 9 月 1 日）、現に行政書士会に入会している行政書士であることを確認し、その者が社労業務取扱会員であることを証明するものです。
- 2) 当該経過措置者の社労業務については、単位会による不断の推進活動とともに、全国社会保険労務士会連合会との申合せ・覚書や旧社会保険庁、旧労働省による通達等によって、継続的に関係方面の理解を得てきていますが、歳月の経過に伴い、窓口等においては、ともすれば周知を欠く場面もあります。このような事態に対応すべく該当会員のうち希望する者に対し、当証明書を発行し、窓口等で確認の必要が生じた場合に使用していただくこととしています。
- 3) 経過措置に係る該当会員の社労業務について、当証明書発行の有無、所持・不所持は、業務上の何ら新たな権利・義務、利益・不利益等を生じさせるものではありませんので、誤解なきよう願います。

◇留意事項：

- 1) 氏名が旧字・外字の場合、活字化の際に新字体に変更させていただく場合がございますので、あらかじめ御承知おきください。
- 2) 紛失等による証明書の再発行は、別途、「社労業務取扱証明書再発行願（様式 2）」にて所属単位会経由で申し込んでください。
- 3) 証明書の返却に際しては、所属単位会を通じて日行連宛てに、「社労業務取扱証明書返却届出書（様式 3）」を添えて返却願います。
- 4) なお、社労業務取扱証明書の発行に関して不明な点は所属単位会にお尋ねください。

「行政書士法の一部を改正する法律（昭和55年法律第29号）附則第2項」に規定する「行政書士に係る取扱い」についての主な申合せ・覚書、通知等

覚 書

- 1 社会保険労務士制度と行政書士制度との関係については、過去の経緯、実績をふまえ、両者の業務の円滑な運営が可能になるよう法改正を含めて、できるだけ早い機会にその解決を図るとの昭和56年の衆・参両院の委員会の特別決議をふまえ、次の法改正を記に両制度の調整を図るものとする。
- 2 両制度の調整が図られ得るまでの間、行政書士法附則第2項で定める業務ができる行政書士に関しては、前期1の趣旨をふまえ、両者の間に協議の場を設け、定期的に誠意をもって協議を進めるとともに両会の会員が円滑に業務を進められるように努めるものとする。

昭和61年4月25日

全国社会保険労務士会連合会

会長 中西 實

日本行政書士会連合会

会長 佐藤義哉

立 会 人

自由民主党政務調査会

社会部会長 稲垣実男

労働部会長 遠藤政夫

地方行政部会長 西田 司

申 合 せ

昭和61年4月25日、社会、労働、地方行政三部会長立会いのもととりかわされた覚書を前提として、それを進めるにあたり、次の事項について申合わせる。

記

社会保険労務士法の改正後においても、行政書士法附則第2項に定める業務ができる行政書士に関しては、現に行っている申請等の事実行為及び民法上の代理行為については、現状のままとする。

昭和61年5月7日

全国社会保険労務士会連合会 会長 中西 實

日本行政書士会連合会 会長 佐藤義哉

立会人 遠藤政夫

松浦 功

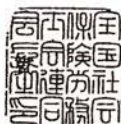
了 解 事 項

1. 今回の社会保険労務士法の第2条第1項第3号の改正は、労働に関する相談・指導業務の重点が労務管理にあることを明確にしたものであって、社会保険労務士の業務の範囲についての変更をしたものではないこと。
2. 改正後の社会保険労務士法第2条第1項第3号に基づく業務については、従前と同一のものであること。

平成5年5月25日

全国社会保険労務士会連合会

会長 中西



日本行政書士会連合会

会長 眞達



覚 書

社会保険労務士制度と行政書士制度との関係については、昭和61年4月25日付の覚書を尊重し、その趣旨に則り両者が誠意をもって協議を進め、両会の会員が円滑に業務を進められるよう努めるものとする。

平成5年5月25日

全国社会保険労務士会連合会
会 長 中 西

日本行政書士会連合会
会 長 眞 達



立 会 人

自由民主党政務調査会

社 会 部 会 長

野呂昭彦

労 働 部 会 長

今枝敬徳

地方行政部会長

額賀福志郎

● 社会保険労務士法の一部を改正する法律の施行に当たり留意すべき事項について

平成10年6月1日付、庁保発第20号、各都道府県民生主管部（局）長宛、社会保険庁運営部長通知

社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成10年法律第49号。以下「改正法」という。）の施行については、平成10年6月1日厚生省発社保第71号・労働省発労徴第49号をもって厚生事務次官及び労働事務次官から通達されたところであり、その施行に当たって留意すべき事項等については別途通知することとしているところであるが、行政書士法の一部を改正する法律（昭和55年法律第29号）附則第2項に規定する行政書士（以下「経過措置に係わる行政書士」という。）に係わる取扱いについては、下記のとおりである。

なお、このことについては労働省と協議済みであり、労働大臣官房長から都道府県労働基準局長及び都道府県労働主管部（局）長あて別途通知されるので、念のため申し添える。

記

- 1 改正法の施行後においても、経過措置に係わる行政書士に関しては、従来行われてきた申請等の事実行為を行うことを妨げるものではないこと。
- 2 改正法による改正後の社会保険労務士法第2条第1項第1号に掲げる事務については、経過措置に係わる行政書士は、引き続きこれを行うことができるものであること。

● 社会保険労務士法の一部を改正する法律の施行に当たり留意すべき事項について

平成10年6月1日付、労働省発労徴第50号、各都道府県労働基準局長・各都道府県労働主管部（局）長宛、労働大臣官房長通知

社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成10年法律第49号。以下「改正法」という。）の施行については、平成10年6月1日厚生省発社保第71号・労働省発労徴第49号をもって厚生事務次官及び労働事務次官から通達されたところであり、その施行に当たって留意すべき事項等については別途通知することとしているところであるが、行政書士法の一部を改正する法律（昭和55年法律第29号）附則第2項に規定する行政書士（以下「経過措置に係わる行政書士」という。）に係わる取扱いについては、下記のとおりである。

なお、このことについては厚生省と協議済みであり、また、社会保険庁運営部長から都道府県民生主管部（局）長あて別途通知されるので、念のため申し添える。

記

- 1 改正法の施行後においても、経過措置に係わる行政書士に関しては、従来行われてきた申請等の事実行為を行うことを妨げるものではないこと。
- 2 改正法による改正後の社会保険労務士法第2条第1項第1号に掲げる事務については、経過措置に係わる行政書士は、引き続きこれを行うことができるものであること。

重要なお知らせ

一般倫理研修受講について

<総務部・中央研修所>

令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。当該研修の受講方法等は、以下の案内を御参考としてください。

1 受講・修了期限（初回）

令和5年8月31日以降の新規登録会員は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講・修了してください（例：令和7年4月1日に登録⇒令和7年7月31日まで）。

【参考】次回期限（2回目以降）

前回修了日から5年後の日が属する年度の3月31日までに受講・修了してください。

（例：令和7年4月1日に修了した場合⇒令和13年3月31日）

2 受講方法

①中央研修所研修サイトにアクセス

日行連ホームページ（<https://www.gyosei.or.jp/>）にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



②中央研修所研修サイトにログインして研修を受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード（初回ログイン時には申込みが必要。）を入力してログイン。「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講（3時間程度）。全講座を視聴後、受講確認テストを受ける（詳細は同サイト内の説明やマニュアルを御確認ください。）。

本サイトのご利用方法は案内マニュアルをご覧ください。
 <<中央研修所研修サイト利用案内マニュアル>>
 一般倫理研修を受講の方は一般倫理研修マニュアル
 <<一般倫理研修マニュアル>>

詳しい受講方法は「一般倫理研修マニュアル」をダウンロードして御確認ください。
 ※必ず受講方法を確認した上で受講してください。

ID、パスワードを入力して「ログイン」をクリックしてください。

パスワードをお持ちの方
 ID（パスワードを入力して、ログインボタンをクリックしてください。
 （パスワードを忘れた方はこちら）

ユーザーID:
 パスワード:
 ログイン

（パスワード、その他研修に関するお問い合わせはこちら）

■はじめてのご利用の方
 通知したパスワードの期限が切れた方
 下記の「ID、パスワード申込」ボタンをクリックして申込画面へ進み、必要事項を入力して申込を行ってください。

※ご利用には 行政書士登録番号 及び 受信可能メールアドレス が必要です。

ID、パスワード申込

初めて御利用の方はこちらをクリックして「ID、パスワード申込」を行ってください。

③受講確認テストに合格後、修了証を発行

受講確認テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックすることで研修が修了。

職務上請求書を購入予定の方は、同ボタンをクリック後に表示される修了証の印刷又はダウンロードをしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も、修了日を確定し、受講を完了させるために、必ず同ボタンをクリックしてください。

【参考】「一般倫理研修の受講について」

日本行政書士会連合会ホームページ（お知らせ）

<https://www.gyosei.or.jp/news/20240329>



重要なお知らせ

「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について

<広報部>

かねてより御案内のとおり、本会会報誌「月刊日本行政」の紙版の発行及び発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月のみ）となりました。なお、電子版は、これまでどおり毎月本会ホームページ及び会員専用サイト「連con」に掲載いたします。「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に御理解・御協力をお願いいたします。

「連con」には、「月刊日本行政」が掲載されたことを会員にお知らせするメール配信機能が搭載されています。そのメールの本文中には該当号のPDFの直接リンクや概要が記載されるなど、大変便利な機能となっていますので、是非御利用ください。「連con」のメール配信機能の利用方法は、次のとおりです。

会員専用サイト「連con」の利用登録

利用登録あり

- ① ログイン（ID・パスワードを入力）
- ② マイページ（画面右上の名前をクリック）
- ③  をクリック
- ④ 「新着月刊日本行政」を「受け取る」に変更
- ⑤  をクリック

利用登録なし

「利用登録」ボタンから利用登録。必要情報を全て入力後「受け取る」にチェックが入っていることを確認し「確認」を押す。

<https://www.gyosei.or.jp/user/register>



『月刊日本行政』発行のお知らせメールを受け取ります。
不要な場合には、チェックを外してください。

☒ 受け取る

[ログイン画面へ戻る](#) [確認](#)

ログインページ

※ 連conにログインするには 利用登録が必要です。

連conへの登録がお済みの方

ログインIDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ログインID*

半角英数字記号で入力してください

パスワード*

半角英数字記号で入力してください

[ログイン](#)

ログイン出来た方は、パスワードを忘れた方

☐ ログインできない

- ログインID・パスワード
- パスワード入力や「Capita」
- パスワードを忘れた方

連conへの登録がお済みでない方

まだ利用登録をされていない方は下記よりお手続きください。

[連conサイト利用登録](#)

② マイページ

行政 太郎 プロフィール

ホーム / マイページ

※ ページ右上の連conロゴをクリックすると連conトップページに遷移します。

③ 変更する

[変更する](#)

登録情報

氏名 行政 太郎

変更画面

氏名 行政 太郎

ログインID uni-agi-member 変更

登録番号 00001234

所属単位 埼玉県

メール通知

新着 月刊日本行政 ☒ 受け取る ☐ 受け取らない

④ 「受け取る」に変更

新着記事おまけ

※ 最新の記事は、登録されたメールアドレスに、おまけにもお知らせいたします。

一般公開情報	申請取付関係情報
特定行政サービス決定情報	業務開始関係・セミナー
連絡先情報	建設・環境部門
農林・土地利用部門	社会福祉・生活福祉部門
福利厚生・事業広報部門	法務関係・成年後見部門
企画推進部門	知的財産部門
企業支援部門	委員会等
その他	

⑤ 保存（保存完了後マイページへ遷移します）

[保存](#)

※このメール配信機能の利用に伴って紙版の受取停止を希望する場合は、所属単位会を通じて日行連に御連絡ください。

企業の皆様へ

～倫理法・倫理規程を御存知ですか？～

- ✓ 企業の皆様と国家公務員が接する際、国家公務員には一定のルールがあります。
- ✓ 国家公務員との飲食や贈答品のやりとりなどには、御注意ください。

その気遣い 組織が違えば ルール違反



わかりやすく！

公式マスコット
「りんりん」が解説する
動画（7分）を御覧
いただけます。



詳しく！

事業者様向けの
広報用資料を各種御用
意しております。



コンパクトに！

リーフレット
（A4・2ページ）等
を御用意しております。



社内研修の講師を派遣してほしい！

研修講師の派遣（web研修も含む。）も承ります。謝金は不要です。

お問い合わせは



国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

rinrimail@jinji.go.jp

<https://www.jinji.go.jp/rinri.html>



相談・通報は



公務員倫理ホットライン

検索

<https://www.jinji.go.jp/rinri/tuuho.html>





法教育推進委員会から

「おしごと年鑑 2025」への協賛について

日行連では、将来を担う若年層の行政書士への関心を高めるため、朝日学生新聞社から発刊されているキャリア教育教材「おしごと年鑑」に2020年度から協賛しています。本年度も引き続き、行政書士の仕事を紹介する記事が掲載されました。朝日学生新聞社が運営するWebサイト「おしごとはいくぶつかん」(<https://oshihaku.jp/>)でも、おしごと年鑑に掲載されたお仕事紹介記事が閲覧できますので、是非御覧ください。



行政書士紹介ページ(本記事は2025年5月時点で作成したものです。)

行政書士の業務について子どもにもわかりやすく説明されています。



おしごと年鑑とは

企業・団体等からの協賛を得て、小・中学校の児童・生徒に向けたキャリア教育用副教材として毎年改訂・発刊されている書籍であり、全国の小・中学校等へ寄贈され、授業の中で活用されています。

—2024年度実績— 協賛：118社 寄贈：72,500部

社会が求める新時代の行政書士

中央研修所
所長 奥村 拓樹



この度、日本行政書士会連合会中央研修所所長を拝命いたしました、大阪会の奥村拓樹です。

中央研修所は、行政書士の職責と社会的役割を理解し、その実践力を高めるための学びの場として、行政書士制度の発展と信頼の確保に大きく寄与してきました。中央研修所の所長という重責を担うに当たり、身の引き締まる思いです。歴代所長の皆様が築かれた研修事業の礎を大切に、会員各位の資質向上と職能の充実のため、中央研修所の運営に誠心誠意取り組んでまいり所存です。

デジタル庁発足から4年が経ち、行政手続のオンライン化においても運用等の改修が重ねられており、デジタル社会の進展に伴い行政書士を取り巻く環境は更に変化しています。

また、本年6月6日、「行政書士法の一部を改正する法律」が成立（令和8年1月1日施行）しましたが、本改正により、特定行政書士の行政不服申立代理業務の範囲が拡大され、行政書士の法的支援領域に新たな広がり生まれようとしています。

こうした時代の転換期において社会が行政書士に求める役割も、これまで以上に多様化・高度化しており、中央研修所には、法改正を的確に咀嚼し、現場でいかせる実践的な研修の構築が強く求められていくと考えています。

当研修所では、中央研修所研修サイトにおいて、現在、コンプライアンス・業務・倫理・政策・特定行政書士関連等150本以上のコンテンツをVOD（ビデオ・オン・デマンド）で公開しています。本年度は、多様なニーズに応えられるようコンテンツの充実を図り、オンラインセミナーも継続的に実施することで、現場感覚と制度的視座の双方を備えた研修機会を提供してまいります。

全国の行政書士がそれぞれの地域社会において、より信頼され、より実効性のある専門職としての活動を通して、国民の権利利益の実現に資するものとなるよう、今後も会員の皆様の声を丁寧に受け止め、現場に寄り添った研修の設計・実施に努めてまいります。会員の皆様の御指導と御鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます、就任の挨拶とさせていただきます。

● 中央研修所研修サイト VOD 講座カテゴリー一覧 ●

※令和7年8月現在

1. 義務研修

- ①一般倫理研修 ※5年に一度の義務研修です。
- ②特別倫理研修（申請取次関係研修） ※お申込みをされた方のみ御受講いただけます。

2. 基礎研修

- ①コンプライアンス等 ②行政書士のための基礎法律研修

3. 業務研修

- ①運送・自動車 ②建設業・経審 ③産業廃棄・環境 ④農地・土地開発 ⑤風俗・福祉・各種営業
- ⑥民事法務 ⑦中小企業支援 ⑧外国人関連 ⑨知的財産 ⑩著作権相談員養成研修
- ⑪デジタル関係研修 ⑫行政不服審査法実務講座 ⑬業務研修 その他（インボイス制度、定款の作成等）

4. 政策関係研修

- ①ADR ビデオ講座 ②政策関係研修 その他（権利擁護、人権、反社会的勢力排除政策関係研修等）

5. 特定行政書士関係研修 ※お申込みをされた方のみ御受講いただけます。

- ①特定行政書士プレ研修
- ②特定行政書士法定研修
- ③特定行政書士ブラッシュアップ研修

3日

木

正副会長会**【協議事項】**

- (1) 各部委員会等の組織編制について
- (2) 7月理事会及び前後会議の運営について
- (3) 各部委員会等全体会について
- (4) 単位会照会について
- (5) 相談役候補について
- (6) 顧問弁護士(法律顧問)について
- (7) その他

22日

火

登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(168件)
- (2) その他

8日

火

登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(155件)
- (2) その他

23日

水

行政書士制度調査室会議**【協議事項】**

- (1) 専門員の登用について
- (2) 分科会の設置について
- (3) パブリックコメントの確認について

9日

水

正副会長会**【協議事項】**

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) 日行連と各地方協議会との連絡会の対応について

理事会**【合議事項】**

- (1) 専務理事及び常任理事の選任について
- (2) 中央研修所所長及び副所長の選任について
- (3) 顧問の選任について
- (4) 相談役の選任について
- (5) 各部・委員会等及び中央研修所の構成員の選任について
- (6) 日本行政書士会連合会特定個人情報保護規則の一部改正(案)について

常任理事会(～10日)**【合議事項】**

- (1) 顧問弁護士の委嘱について

25日

金

デジタル推進本部会議**【協議事項】**

- (1) 本年度事業計画・予算表の確認について
- (2) 現取組事業の概況・今期事業の具体的な策定について
- (3) 全国商工会連合会との連携事項について
- (4) WG制の見直し等について
- (5) 専門員の選定について
- (6) その他

28日

月

申請取次行政書士管理委員会

- (1) 委員長・副委員長の互選について
- (2) その他

行政書士の皆様へ

ユーエヌエイチシーアール
UNHCRの
遺贈・相続財産
寄付

遺贈を
考えたことがない
44%

50歳～70歳で
「遺贈寄付」
を考えている方※

遺贈を
考えたことがある
56%

近年、50歳～70歳の約2人に1人が 「遺贈寄付」への関心を抱いています

「遺贈」とは遺言によって、ご自身の財産の一部や全てを、特定の個人や団体に譲渡する寄付の形です。

50歳～70歳の2人に1人、特に法定相続人のいない世帯における遺贈への関心は高まっています。

一方で、「寄付のやり方や、どこに相談したら良いかわからない」
といったお悩みを、約2割の方が抱えています。

※【出典】一般社団法人日本承継寄付協会 2024年「遺贈寄付に関する実態調査」

遺言・相続財産からのご寄付について、お気軽にご相談ください



© UNHCR/ Elisabeth Arnsdorf Haslund

UNHCR(ユーエヌエイチシーアール・国連難民高等弁務官事務所)は、世界の難民の保護と支援に従事する国連の難民支援機関で、ウクライナ危機をはじめとする世界の人道危機の最前線に立ち、緊急支援から教育、保健衛生、自立支援など、多岐にわたる活動に従事しており、遺贈・相続財産からのご寄付はこのような活動に充てています。UNHCRの遺贈・相続財産寄付では、相続税がかかりません。

行政書士の皆様におかれましては、UNHCRの活動にご理解、ご協力をお願いいたします。

◀ウクライナの地下鉄に開校された「メトロスクール」で授業を受ける子どもたち。UNHCRは学校建築資材の提供を行いました。

お客様配布用のエンディングノートを差し上げます

ご希望であればお客様配布用にエンディングノートを、
ご希望の冊数お送りいたします。お気軽にお問い合わせください。

JAPAN FOR



UNHCR

国連UNHCR協会

お客様のご案内に役立つ、遺贈パンフレット・活動紹介などをお送りします。

通話料
無料

クナンニ イチハヤク
0120-972-189

または03-4366-7373 (平日10時～19時)

UNHCR 遺贈



特定非営利活動法人 国連UNHCR協会
〒107-0062 東京都港区南青山 6-10-11
ウェスレーセンター 3F

UNHCR(ユーエヌエイチシーアール) 国連難民高等弁務官事務所

UNHCRは1954年と1981年にノーベル平和賞を受賞した国連の難民支援機関です。

緒方貞子さんが第8代高等弁務官を務めました。国連UNHCR協会は、日本における公式支援窓口です。



登録はお済みですか？

会員専用サイト「連con」の御案内



「連con」では、関係省庁や団体からの各種業界情報、研修案内、参考資料、その他様々な情報を掲載しています。令和5年9月のリニューアルでは、より使いやすくなるようナビゲーションの変更や情報の階層整理、「月刊日本行政」のアーカイブ公開や、特定分野記事のメール配信等便利な機能の追加などを行いました。是非、アカウント登録していただき、御活用くださいますようお願いいたします。

★アカウント登録の方法

①日行連ホームページ トップページ画面



②「連con」ログイン画面



※登録の有無が不明な方は、ログインボタン下の「ログインIDまたはパスワードを忘れた方」から、登録されたメールアドレスを御入力いただくだけで、簡単に御確認いただけます。
(メールアドレスをお忘れの方は「登録番号・氏名・所属単位・生年月日(西暦)※本人確認のため」を添えて、日行連事務局広報課(kouhou@gyosei.or.jp)までお問い合わせください。)

③「連con」利用登録画面



- ①「基本情報」を入力・確認の上、「確認」をクリック
- ②「基本情報」で入力したメールアドレスに「仮登録完了メール」が届くのでメールに記載されている「パスワード設定画面」のURLをクリック
- ③ログインID・パスワードを設定すると本登録が完了(登録が完了すると、「本登録完了メール」が届きます。メールに記載されている「マイページ」のURLをクリックすると、御自身のプロフィール設定画面が表示されます)

④「連con」マイページ



行政書士業務パンフレットの御案内

日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、行政書士業務パンフレットを作成しました。

本パンフレットは、従来の「行政書士活用ガイド」の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を第一に考え、相談内容に応じて業務を御紹介いただけるよう、主な業務別に作成しています。

会員の皆様や各单位会において、必要に応じてそれらを組み合わせて活用していただけるよう、会員専用サイト「連 con」の「ライブラリ」内「パンフレット等」のページに PDF データを公開していますので、是非御活用ください。

掲載ページ

会員専用サイト「連 con」>ライブラリ>パンフレット等
<https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf>





コスモス Information

成年後見制度利用者見舞金制度を創設しました

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター

常任理事・法規委員長 望月 格



はじめに

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター（以下「コスモス」という。）は、令和7年4月16日開催の理事会において、成年後見制度利用者見舞金制度に関する規則を制定し、その財源となる公益目的財産の積立を決議したことにより、成年後見制度利用者見舞金制度を創設いたしました。

専門職団体に求められるもの

令和4年度からの第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、「不正防止の徹底と利用しやすさの調和等」の中で、「利用者が安心して成年後見制度を利用できるようにするには適切な事後救済策も重要であり、そのために必要な方策を推進する必要がある。」としています（基本計画18ページ）。続けて、「関係省庁、最高裁判所、専門職団体及び市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体は、保険会社とも連携し、必要に応じ、適切な事後救済策の普及方策を検討する。」ことを求めています（同20ページ）。

現在コスモスの正会員は、入会基準として成年後見賠償責任保険に加入することを求めている（定款第8条）、その継続を怠れば会員資格を喪失（定款第12条）しますが、その補償範囲は経済損失については過失に限定され、故意の場合には補償対象となりません。専門職団体の責任として故意の場合を含めた事後救済制度の構築が求められているといえました。

もちろん故意に経済的損失を発生させるような会員が出てはならないことは大前提であり、仮に発生させた場合であっても、その責任は発生させた会員自身にあることは当然です。貴重な財源の中からこのような目的の制度を設けることに様々な意見があり、議論を深める中で「利用者が安心して成年後見制度を利用で

きるようにする」ためには必要であり、先行する専門職団体が既に備えていることを考えれば、これからのコスモスにとって欠かせない制度であるという結論に至りました。

制度の構築に当たっては、現在加入している保険の拡張による方法を検討したほか、先行する団体の救済制度を調査・研究し、コスモスにとって現実的な制度設計になるよう検討を重ねました。

成年後見制度と不正の関係

最高裁判所事務総局家庭局がまとめている「後見人等による不正事例」によれば、平成23年以降の統計で、平成26年の831件、約56億7千万円が件数、被害額共にピークとなりましたが、令和3年には169件、約5億3千万円まで減少してきました。この間の平成24年に後見制度支援信託が、平成30年に後見制度支援預貯金がスタートし、その活用が進められてきたことで不正の防止に一定の効果が見られたこととなります。それでも、ここ数年は年間180件程度、被害額7億円程度が続いていることから完全な不正の防止は難しいのかもしれませんが。

なお、これらの件数、被害額のうち、そのほとんどは専門職以外の後見人によって起こされた不正事案です。専門職の不正件数を見るとピークである平成26年では831件中22件、直近の令和6年でも188件中27件に過ぎません。専門職による不正は大きく報道される上に、専門職団体が声明を出すこともあり目立つように感じますが実際は異なります。「成年後見制度では専門職後見人による横領が頻発している」かのようなイメージが、インターネットを中心に流布されているところですが、実際は異なることを改めてお伝えしておきたいと思います。

見舞金制度の内容について

ここからはコスモスが創設した見舞金制度の内容を紹介してまいります。まずは対象業務の範囲ですが、法定後見の後見人、保佐人、補助人に限らず、任意後見人、任意後見受任者、死後事務委任契約の受任者（ただし、任意後見契約と併せて契約したものに限り）というように、現在のコスモス会員の受任状況に合わせて、広くカバーするように設定されています。また時間軸の点では、令和7年4月16日に決議し創設したものではありませんが、コスモスの事業年度における第15期の期初である令和6年8月1日に遡り、それ以降に行われた経済的損失を生じさせた行為から適用されるものとしています。一方で、行為の時期にその正会員がコスモス入会前又は退会後である場合には支給対象とはなりません。なお、不正行為の発覚がコスモス退会後であったとしても、行為の時期に正会員であったケースは対象となるようになっていきます。

見舞金は被害を受けた方の申請により支給することとなっていますが、その方が請求前にお亡くなりになった場合には相続人にその権利があることとなります。その申請は、経済的損失を知ったときから3年又は損失の発生から5年のうちにしなければならないものと規定されていますが、被害の全容解明に時間が掛かった場合など、その期間に申請しなかったことに相当の理由があると認められたときには支給対象とする救済規定も設けられています。

なお、見舞金制度は行為者本人の賠償を補完する制度であり、賠償責任は一次的には行為者本人にあることから、損失を生じさせた会員が損失の補填を行った場合や賠償可能な資力のあることが明らかとなるときは支給しないことになります。

見舞金の金額は、損失を生じさせた正会員1名につき200万円が上限です。そのため、被害者が複数いらっしゃる場合には、被害額に応じて案分する形になります。被害が報道されるケースでの被害額は1,000万円単位であることが多いことから、決して十分な金額ではないことは確かですが、小さくともまずは制度を始めることに意義があると考えています。今後更に財源を確保することにより、制度を充実していくことが求められていることも確かです。

最後に

今回、見舞金制度を創設した理由は「利用者に安心して成年後見制度を利用していただく」ためであるこ

とに間違いはありませんが、この制度だけで安心できるわけではありません。コスモスが以前から取り組んでいるように、能力担保としての入会前研修と義務研修、3か月ごとの業務報告とチェックという仕組みが全て機能してこそ「安心して利用できる」ものになるといえるでしょう。

〈引用文献〉

第二期成年後見制度利用促進基本計画

<https://www.mhlw.go.jp/content/000917303.pdf>

後見人等による不正事例(平成23年から令和6年まで)

<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2025/r6koukenhusei.pdf>

コスモスへの入会の御案内

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター（以下「コスモス」という。）では、成年後見制度を通じ、高齢者、障がい者等の権利の擁護・福祉の増進に寄与するため、成年後見人等の養成・指導・監督、後見人候補者の推薦、成年後見制度の普及啓発活動を行っています。

現在、3,000名以上の会員で活動することを目指し、正会員を募集しています。コスモスの活動目的を御理解の上、是非御入会ください（入会手続については、ホームページ <https://cosmos-sc.or.jp/entry.html> を御覧ください。）。

- ・行政書士がコスモスに入会するためには、原則として入会前研修（30時間）を受講の上、審査に合格する必要があります。
- ・入会金 10,000 円、年会費 24,000 円を御負担いただきます。
- ・成年後見賠償責任補償制度への加入が必要です（年間保険料 5,810 円）。
- ・入会後は、受託している成年後見業務について、年に4回の業務報告を行う必要があります。また、義務研修として年間10単位の研修を受講していただきます。

入会前研修の実施時期など詳細については、お近くのコスモス支部までお問い合わせください。

登録委員会からのお知らせ

重要 行政書士法人に所属する会員等の登録手續に関するお願い

日行連では、令和6年10月から新しい会員管理システムの運用を開始しています。現在は、登録事務手續における添付書類の削減や手續の簡素化に向け、国が運営する「国家資格等情報連携・活用システム」との接続を目指しており、登録情報に関し、一元管理を前提として整備を進めているところです。

つきましては、次の点について御留意の上、御協力くださいますようお願い申し上げます。

- ☐ 行政書士名簿の登録事項に変更が生じた場合や登録を抹消する場合は、それぞれに応じて「行政書士変更登録申請書」「記載事項変更届出書」「行政書士登録抹消届出書」を提出してください。
- ☐ 上記において、行政書士法人に所属する会員（社員又は使用人）の登録事項に変更が生じた場合や登録を抹消する場合は、当該法人から同時に「行政書士法人名簿記載事項変更届出書」を提出してください。

登録委員会からのお知らせ

行政書士業務を廃業される方へ

行政書士は、「その業を廃止しようとするとき」は、遅滞なく、その旨を所属の行政書士会を經由して日本行政書士会連合会に届け出なければならないとされています（行政書士法施行規則第12条）。

また、その手續は、行政書士法第7条の4及び日本行政書士会連合会会則第53条に基づき規則で定めることとなり、登録の抹消日については、日本行政書士会連合会が行政書士登録抹消届出書を受け付けた日又は届出者が希望する廃業日のいずれか遅い日と規定されています（行政書士登録事務取扱規則第24条の4）。

行政書士業務の廃業を予定されている方は、廃業希望日が決まった場合には、事前に所属の行政書士会に御連絡になり、その案内に従って、所定の届出書を提出するようお願いいたします。なお、廃業希望日を月末とされる場合には、届出書が当該月内に所属の行政書士会から日本行政書士会連合会に到達する必要があります。手續に際しては必ず事前に所属の行政書士会に日程等を御確認ください。

※行政書士業務の廃業を希望する月内に届出書が日本行政書士会連合会へ到達しなかった場合には、上記規則により抹消日が翌月となり、所属の行政書士会の翌月分の会費が発生しますので御注意ください。

会員の動き

登録者数（令和7年7月末日現在）

合 計		53,900 名	
内 訳	男	44,717 名	女 9,183 名
個人事務所開業	男	41,845 名	女 8,168 名
行政書士法人社員	男	2,110 名	女 433 名
個人使用人行政書士	男	403 名	女 289 名
法人使用人行政書士	男	359 名	女 293 名

法人会員（令和7年7月末日現在）

法人会員数	1,592
法人事務所数	1,848
主たる事務所数（行政書士法人数）	1,341
従たる事務所数	507

異動状況（令和7年7月中の処理件数）

新規登録		合 計		323 名	
	内 訳	男	251 名	女	72 名
登録抹消		合 計		150 名	
	内 訳	男	130 名	女	20 名
抹消内訳	廃 業	117 名			
	死 亡	33 名			
	その他	0 名			

御協力をお願い～日本行政を正確・迅速にお届けするために～

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合は、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合は、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される変更登録申請の処理結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合わせください。

- 発送停止期間中の紙版のバックナンバーを希望される場合は、在庫管理上、直近発行号を含む最長6か月まで（令和7年度以降は奇数月号に限る）とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

広報部員のひとり言

from EDITORS（伴）

この度、広報部長の任に当たってまいります伴と申します。日本行政がより一層会員の皆様のお役に立つよう、また魅力ある誌面となるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

日本行政は、昭和37年に「会報」として第1号が発行されてから63年が経過し、この度、第634号を迎えることができました。過去の日本行政は、会員専用サイト「連con」の「月刊日本行政アーカイブ」にて読むことができますので、是非御覧ください。また、行政書士制度広報月間における広報活動やホームページでの情報発信など様々な場面での行政書士のPRにも取り組んでまいります。

今後とも会員の皆様の御理解と御協力をいただきながら広報活動を展開してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

月刊 日本行政 9月号

第634号 令和7年8月25日発行

発行人 宮本 重則
 発行所 日本行政書士会連合会
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
 虎ノ門タワーズオフィス10階
 TEL 03-6435-7330
 FAX 03-6435-7331
 製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 伴 将史
 次長 奥野慎太郎
 部 員 成田真利子
 大門 則亮
 益子 光宣
 吉田 明浩
 野崎 晃



月刊 日本行政 9月号

令和7年8月25日発行（毎月1回）

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：宮本 重則

編集人：伴 将史

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階